

## 広島県選挙管理委員会告示第二十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第一号の規定による不在者投票のできる施設の内容に次のとおり変更があつた。

平成二十年六月二日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

病院	病院	種類	指定施設
後藤病院	マツターホルン 病院	名稱	所在地
二〇号	吳市東中央一丁目八番 五号	吳市中通一丁目五番二 一	事項変更
名称	名称	医療法人エムエム会 マツターホルンリハビリ ーション病院	変更後
後藤病院	医療法人社団悠仁会	テ	